

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和4年7月7日

支出負担行為担当官

気象研究所長 松村 崇行

1 当該招請の主旨

本業務は、当所が実施する研究施策「AIを用いた竜巻等突風・局地的大雨の自動予測・情報提供システムの開発」の一部であり、国内外における竜巻探知のための情報収集・調査を委託するものであるが、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な技術を有する特定法人との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められるものがある場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

(1) 業務名 国内外における竜巻探知のための情報収集・調査

(2) 業務内容 竜巻・大雨についての国内外における利用可能性を検討するため、世界的に最も竜巻による人的被害が多く、ドップラー機能を有する気象レーダーを運用しているバングラデシュ人民共和国について、竜巻探知のための関連データの収集及び有識者等を対象とした竜巻探知情報の利用可能性について調査を委託する。この調査においては、過去事例を用いた竜巻探知実験のデモンストレーションを実施する。

(3) 履行期限 令和5年3月31日

3 業務目的

災害リスクエリアにおける深層学習を用いた竜巻等探知・追跡システムの運用設計に関する研究開発を目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ② 令和4・5・6年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・

甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。

- ③ 気象研究所から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

- ① 気象レーダーのデータ及び運用方式等の技術的情報について（当所からの支援の必要なく）、適切に理解できる技術を有すること。
- ② バングラデシュ人民共和国の気象レーダーについてデータフォーマットを理解し、データの画像化などを行う技術力を有していること。

(3) 中立性・公平性に関する要件

当該業務を実施するうえで必要とされる行政的な見地に立ち、公平かつ中立的な立場を保たなければならない。

(4) 守秘性に関する要件

- ① 当所から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。
- ② 当研究所の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務実績に関する要件

対象国の行政機関（特に気象局）等との気象レーダーに関連した業務経験を有すること。

(6) その他必要と認める要件

対象国の気象局及び調査対象者に対して、十分なコミュニケーションを取ることできる言語能力を担当者が有すること。

5 手続等

(1) 担当部局及び問い合わせ先

① 公示及び説明書について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰1-1

気象研究所総務部会計課調査官 高尾 茂

電話 029-853-8560 F A X 029-853-8571

② 技術力等に関する要件について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰1-1

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和4年7月7日から令和4年7月27日まで (1)に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和4年7月28日 16:00まで (1)に同じ。

応募者は要件を満たす資料を作成し(書式は任意、但しA4版とする)、別紙「参加意思確認書」に添付のうえ、持参、郵送(書留郵便に限る)又は電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

(4) 応募要件を満たした場合

参加意思確認書の審査において応募要件を満たした者は、書面にて通知を行うとともに、一般競争入札に移行するものとする。

(5) 応募要件を満たさないとされた理由の説明

- ① 参加意思確認書の審査において応募要件を満たさないと審査結果の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く。)以内に書面により、契約担当官等に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められることができる。
- ② 契約担当官等は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

(6) その他

- ① 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- ② 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 一旦受理した参加意思確認書は返却しない。
- ④ 一旦受理した参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書は無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための窓口照会 5(1)に同じ。
- (3) 一般競争入札方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 令和4・5・6年度国土交通省(全省庁統一資格)「役務の提供等」において関東・甲

信越地域の競争参加資格を有していない場合も5（3）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格確認申請を行う場合には、当該資格を有していなければならない。

（5）詳細は説明書による。